

広島県水道広域連合企業団建設工事における最低制限価格制度事務取扱要綱

令和 8 年 4 月 1 日 制 定
令和 8 年 10 月 1 日 一部改正

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、広島県水道広域連合企業団（以下「企業団」という。）建設工事執行規程（以下「執行規程」という。）第 2 条に規定する工事（以下「工事」という。）について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 第 2 項（同令第 167 条の 13 において準用する場合を含む。第 3 条及び第 7 条において同じ。）の規定によって、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするものとして競争入札を行う場合の事務手続に関し必要な事項を定める。

第 2 章 入札手続き等

(対象工事)

第 2 条 最低制限価格制度の対象となる建設工事（以下「対象工事」という。）は、請負対象設計金額が 2 億円未満の工事を対象とする。ただし、随意契約及び総合評価落札方式の建設工事は除く。

(最低制限価格の設定基準)

第 3 条 最低制限価格は、次の算式により得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

$$\text{最低制限価格（税込み）} = (\text{最低制限価格基準額} \times \text{無作為係数}) \times 110 / 100$$

無作為係数は、電子計算機の乱数機能により無作為に算出される 1 から 1.00500（少数第 6 位以下を切り捨てる。）とする。

2 最低制限価格基準額の算定方法は、広島県土木工事標準積算基準書などに基づき積算する工事（全国標準モデル適用）について、別表の工事費内訳の区分ごとに、次のとおりとする。

$$\text{最低制限価格基準額} = a + b + c + d$$

a：対象工事の直接工事費×0.97（1 円未満の端数は切捨て）

b：対象工事の共通仮設費×0.90（1 円未満の端数は切捨て）

c：対象工事の現場管理費×0.90（1 円未満の端数は切捨て）

d：対象工事の一般管理費×0.68（1 円未満の端数は切捨て）

3 最低制限価格基準額が予定価格の 110 分の 100 に 10 分の 9.2 を乗じて得た額を越える場合には最低制限価格基準額は予定価格の 110 分の 100 に 10 分の 9.2 を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、予定価格の 110 分の 100 に 10 分の 7.5 を乗じて得た額に満たない場合は、予定価格の 110 分の 100 に 10 分の 7.5 を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

4 第2項の工事以外の工事については、最低制限価格を設定しないものとする。

(調書の作成)

第4条 前条により最低制限価格を設定したときは、予定価格調書の入札書比較価格が記載された行の下に「最低制限価格〇〇円」と記載し、さらに、当該最低制限価格に消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を「最低制限価格の税抜額〇〇円」と記入するものとする。

(入札の執行)

第5条 第3条の規定により最低制限価格を設定した場合においては、最低制限価格に満たない価格の入札を無効とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

附則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 令和8年10月1日改正については、令和8年10月1日以降に公告又は指名通知する工事から適用する。

別表

工 事 の 種 類		工 事 費 内 訳			
		直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
土 木 工 事	下記以外の土木工事	直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
	鋼橋製作	工場製作原価の直接工事費＋架設工事原価の直接工事費	共通仮設費＋間接労務費	現場管理費＋工場管理費	一般管理費等
	電気（一般工事）	直接工事費＋直接製作費（機器費×0.6）	共通仮設費＋間接労務費（機器費×0.1）	現場管理費＋工場管理費（機器費×0.2）＋機器間接費	一般管理費等＋機器費×0.1
	電気（鉄塔・反射板工事）	架設工事原価の直接工事費＋工場塗装費＋鉄塔製作費×0.6	共通仮設費＋間接労務費（鉄塔製作費×0.3）	現場管理費＋工場管理費（鉄塔製作費×0.1）	一般管理費等
	機械設備	直接工事費＋直接製作費	共通仮設費＋間接労務費	現場管理費＋工場管理費＋据付間接費＋設計技術費	一般管理費等
建 築 工 事	建築（建築機械設備，建築電気設備を含む）	直接工事費×0.9	共通仮設費	現場管理費＋直接工事費×0.1	一般管理費等
	解体工事（単独）	直接工事費×0.8	共通仮設費	現場管理費＋直接工事費×0.2	一般管理費等
	建築（昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とする工事）	直接工事費×0.8	共通仮設費	現場管理費＋直接工事費×0.2	一般管理費等
下 水 道 工 事	下水道電気設備 下水道機械設備	直接工事費＋機器費×0.6	共通仮設費＋機器費×0.1	現場管理費＋据付間接費＋設計技術費＋機器費×0.2	一般管理費等＋機器費×0.1

※工事の種類が複数ある場合は、工事の種類ごとの工事費内訳の合計額とする。

備考）土木工事に関する用語の定義：広島県土木工事標準積算基準書等による

建築工事に関する用語の定義：公共建築工事積算基準による

下水道工事に関する用語の定義：下水道用設計標準歩掛表による